

**Friends of the Earth Japan 及び Wahana Lingkungan Hidup Indonesia と  
丸紅株式会社及び J E R A 株式会社との間における個別事例に関する最終声明**

2024年2月13日  
経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針  
に係る日本連絡窓口（NCP）

**1 OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針**

（1）「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」（以下、「行動指針」という）は、1976年に経済協力開発機構（OECD）が採択した政府から自国内で、又は、自国から活動する多国籍企業に対する勧告である。行動指針は、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄及びその他の形態の腐敗の防止、消費者利益、科学、技術及びイノベーション、競争、納税などの幅広い分野における責任ある企業行動の原則と基準を定めたものである。

（2）行動指針に参加する各国政府には、「各国連絡窓口」（NCP：National Contact Point）が設置される。我が国においては外務省・厚生労働省・経済産業省の三者が日本連絡窓口（以下、「日本NCP」という）を構成し、行動指針の認知と理解を促進し、個別事例において行動指針の実施に関連して生じた問題の解決に寄与している。

（3）行動指針に法的な拘束力はないが、日本NCPとして、各企業が行動指針を遵守することを奨励してきている。

（4）行動指針上、NCPが企業の行動について同指針に沿っているかどうか判断することは求められていないため、日本NCPは企業の行動が同指針に沿っているかどうかを判断しない。また、日本NCPは、提起された問題に関する各当事者の主張に関し、その事実認定及び正当性について判断を行わない。

（5）日本NCPは、必要に応じ行動指針の実施に関する勧告を行うことができ、またそれを含めることが適当と判断する場合には手続が合意に至らなかった理由についての見解を明らかにすることができる。

**2 問題提起**

（1）問題提起の日付及び個別事例の当事者

2017年5月24日、Friends of the Earth Japan（以下、「F o E」という）及

びWahana Lingkungan Hidup Indonesia（以下、「WALHI」という）（以下、総称して「問題提起者」という）は、丸紅株式会社及び株式会社JERA（以下、総称して「被提起企業」という）の行動について、行動指針に基づき、日本NCPに対して問題提起を行った。

## （２）問題提起者が主張する提起された問題の内容

（ア）問題提起者は、被提起企業の行動が行動指針（2011年版）の「Ⅰ．定義と原則」第2項及び「Ⅱ．一般方針」A．第5項に違反していると主張した。

（イ）問題提起者による問題提起の概要は以下のとおり。

問題提起者は、インドネシア西ジャワ州におけるチレボン石炭火力発電所プロジェクト2号機（以下、2号機プロジェクト）の実施が、地域コミュニティに負の影響を及ぼすと主張した。また、バンドン行政裁判所が2017年4月19日付で西ジャワ州政府が発行した2号機プロジェクトの環境許認可の取り消しを求める判決を下し、それに対し西ジャワ州政府が控訴した状況下において、問題提起者は、最終判決前であるにも関わらず、土地造成作業が継続され、その後、2号機発電所建設のための本工事が開始され、地域コミュニティに悪影響を及ぼすことが強く懸念されると主張した。

## （３）問題提起者の要請内容

問題提起者は、チレボン発電所拡張計画による住民への実害と問題が確実に回避できるよう、NCPによる手続を通じて、被提起企業が行動指針「Ⅱ．一般方針」A．第11項または同第12項に則り、以下の事項を確保するよう求めたいと要請した。

（ア）裁判所の最終判決が確定し、拡張計画が法規定等を遵守しているという確証が得られるまで、被提起企業の出資により事業を実施するCirebon Energi Prasarana（CEPR）社は、拡張計画に関連するいかなる事業活動（土地造成作業や建設作業を含む）も継続・推進しないこと。

（イ）CEPR社は免除事項の要求や受諾を慎むこと。また、CEPR社は免除を受諾せず、西ジャワ州政府の高等裁判所や最高裁判所への控訴・上告を支持しないこと。

（ウ）CEPR社は西ジャワ州政府が高等裁判所や最高裁判所への控訴・上告を取り下げるよう奨励すること。また、インドネシア法や規則を遵守する努力をすること。

#### (4) 問題提起の受領

日本NCPは、提起された問題を検討し、2017年6月24日、受領通知書を送付した。

### 3 被提起企業からのフィードバック

日本NCPは2017年8月2日、被提起企業と面会した。被提起企業は、現地の行政裁判所が環境許認可取り消しを決定したが、CEPR社が申請書を作成し、現地の新しい政府規則に則って、別の環境許認可を取得した旨説明した。

### 4 初期評価

日本NCPは、行動指針(2011年版)及び同指針に基づく日本連絡窓口(NCP)の手続手引に従い、以下のとおり初期評価を実施し、2018年2月2日、下記4.(7)の結論を出した。

#### (1) 問題に関する当事者及びその利益

問題提起者は日本及びインドネシアのNGO(FoE及びWALHI)であり、被提起企業は丸紅株式会社及び株式会社JERAであると問題提起書において特定されている。被提起企業は、チレボン石炭火力発電所拡張計画を実施するCEPR社に出資している。問題提起書によると、問題提起者である2団体は、同計画による悪影響について懸念を表明してきたチレボン住民グループRAPEL(環境保護民衆)を支援しており、同グループの代理で問題提起を行った。

#### (2) 問題が実体的で実証的か

本初期評価は、問題提起書等に記載された事項や当事者の説明についてそれが正しいか否かを判断するものではないが、少なくとも提起された問題について、問題提起者から、当該問題が行動指針に関係するものであるとする根拠が示され、被提起企業からは問題提起者とは異なる見解が表明されていることから、問題は実体的で実証的なものであると解することができる。

#### (3) 企業の活動と提起された個別事例との間に結び付きがあると思われるか

提起された問題は、被提起企業が出資するCEPR社による発電所拡張計画の実施に関する問題であり、被提起企業の活動と提起された個別事例との間に結び付きがあると思われる。

#### (4) 裁判所の判決を含む、適用可能な法律及び手続との関連性

提起された問題は、インドネシアの国内法及び手続に関する論点を含む。また、本件問題の提起は、チレボン発電所拡張計画についての環境社会配慮確認のため

の国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立に引き続いて行われ、本件問題提起の内容も同ガイドラインに基づく異議申立の内容と関係しているが、日本NCPが実施する手続は、同ガイドラインに基づく異議申立と直接的に関係するものではない。

(5) 他の国内的又は国際的手続で同様の問題がどのように過去及び現在取り扱われているか

類似の問題が、国内外の裁判所等で取り扱われている。

(6) 個別事例の検討が行動指針の目的及び実効性に貢献し得るか

提起された問題は、行動指針の規定に関するものであり、本件問題を検討することは、行動指針の目的及び実効性の促進に資する。

(7) 初期評価の結論

日本NCPは、提起された問題が行動指針（2011年版）における手続手引I.c.1に基づき、更なる検討に値すると判断し、両当事者に対し、あっせんを提供することを決定した。この結論は、被提起企業の行動が行動指針に反していることを意味するものではない。

## 5 問題解決支援のための日本NCPの取組

(1) 2018年2月2日に両当事者に初期評価を発出した際、日本NCPは両当事者に対し、本事例において提起された問題について、日本NCPによるあっせんを通じた対話に参加する意思があるか否かを確認した。

(2) 日本NCPと被提起企業との複数回に亘る協議の後、2018年12月14日、被提起企業は日本NCPに対し、問題提起者との間で裁判が係争中であり、同状況下では、あっせんを受諾して問題提起者と協議するかどうかを判断する状況にないとの回答した。

(3) 2019年2月に被提起企業がインドネシア最高裁から判決文を受領し、一連の裁判において西ジャワ州の勝訴で結審したことを受け、2019年3月6日、被提起企業は日本NCPに対し、以下の回答を通知した。

最高裁は原告敗訴の判決を下したが、インドネシアの特有の裁判制度に鑑み、被提起企業として、本件の問題提起者である原告自身の法的紛争が終結したことを確認するまでは建設的な話し合いは期待できないため、その間のあっせん諾否の判断は差し控えたい。

(4) 2019年8月23日、日本NCPは問題提起者から最高裁判決に対する再審請求を申し立てたとの連絡を受領した。

(5) 2019年12月4日、日本NCPは問題提起者と面会し、現地プロジェクト関係者への贈賄疑惑及び環境許認可に関する行政訴訟は最高裁で再審請求中であり、2020年2~3月頃に結審する予定であるとの説明を受けた。また、問題提起者は被提起企業に対し、贈収賄疑惑に関する見解を聴取するよう要請した。

(6) 2019年12月19日の日本NCPからの照会に対して、被提起企業は日本のNCPに対し、調査を行ったが、現時点では贈収賄等の不正行為は確認できていないこと、また、今後の状況を注視していることから現時点においてプロジェクトへの影響に鑑み、贈収賄疑惑に関する見解を述べることは差し控える旨回答した。

その後、被提起企業は、インドネシアの特殊な裁判制度に鑑み、現地での法的紛争の終結を確認するまでは、あっせん受諾の可否を判断することは差し控えるとの立場を一貫して維持してきた。その後、日本NCPは被提起企業に対し、あっせん諾否の可能性について継続的に聴取したが、被提起企業は回答を保留するとの立場を2023年まで維持した。

(7) その間、問題提起者は電子メールや2023年5月に行われた対面の会合を通じ、日本NCPに対し、チレボン前知事の逮捕等贈収賄疑惑を含めた現地の状況を共有した。また、日本NCPも問題提起者に対し、被提起企業によるあっせん諾否の検討状況について定期的に共有した。

2021年5月7日、日本NCPは、被提起企業に対し一定の回答期限を定めて手続を終了すべきかどうかについて、問題提起者の見解を聴取した。2021年5月19日、問題提起者は、汚職に関連する現地調査が完了するまで、あっせんの諾否に関する回答を保留することとし、直ぐに手続を終了する意向はない旨回答した。日本NCPは問題提起者との連絡を維持し、2023年5月に開催された問題提起者との対面での面談においては、問題提起者が自らの状況について説明を行った。

(8) 本件個別事例の手続全体を通じ、両当事者は日本NCPに対し、検討状況及び並行手続を含む、現地での状況を定期的に報告し、誠意を持って回答してきたが、上記4(6)、(7)の状況に鑑み、日本NCPは係る状況が行動指針(2023年版)のNCPに関する手続I.C.4.c(2011年版の手続手引I.C.3c)の「当事者の一方が手続に参加しようとししない状態」、また、同注釈43(2011年版の実施手続注釈35)の「個別事例の一方の又は複数の当事者が、手続に参加する又は信義誠実に基づき手続に参加することに後ろ向きであることをNCPが認識した場合、NCPは提起された問題に関連し、行動指針の実施に関し声明を出す」状態に該当すると判断した。

上記を踏まえ、2023年9月19日、日本NCPは本個別事例においては、被提起企業及び問題提起者の双方が近い将来手続に参加する意向が無く、日本NCPとして問題解決に貢献できる余地がないため、両当事者に対して2か月を期限とする最後の対話の機会を提供しつつ、同期限までに明らかな進展が見込めない場合は、本件

手続を終了し、最終声明を発出することが適当である旨通知を発出した。日本NCPは、上記期限までに両当事者からの異議を受領しなかった。

(9) 以上の経緯に鑑み、日本NCPは、本個別事例の問題解決に向けた日本NCPによる支援に関し、両当事者の合意はないと判断し、行動指針の実施手続に関する注釈第43項(OECD多国籍企業行動指針(2011年改訂版)注釈第35項)に従い、本件個別事例に関する手続を終了することとした。

(10) 日本NCPは、最終声明を作成するにあたり、最終声明のドラフトを問題提起者及び被提起企業に提供し、2024年1月4日にドラフトに対する意見を求めた。問題提起者及び被提起企業は、日本NCPに意見を提出した。日本NCPは、両当事者からの意見を検討し、声明を作成した。

## 6 結論

(1) 日本NCPは、複数の並行手続により、両当事者が日本NCPの提供するあっせんの手続に参加できないことを認識しつつも、問題解決のための日本NCPの支援は両当事者の合意に基づくものであり、近い将来において、本個別事例の当事者はNCP手続に参加する意向がない或いは参加する状況にないと判断した。従って、行動指針の実施手続に関する注釈第43項(OECD多国籍企業行動指針(2023年版)(2011年版の実施手続注釈第35項))に従い、本件個別事例に関する手続を終了する。

(2) 日本NCPは、問題提起者と被提起企業の間意見の隔たりがあることに留意し、被提起企業に対し、引き続き、行動指針の遵守を確保し、問題提起者を含む地域コミュニティや住民とのエンゲージメントを行うよう勧告する。

(了)